

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり  
制定する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

現下の社会経済情勢その他の事情を考慮して、市長及び副市長の  
給料月額の減額措置を延長するため。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和  
5年伊丹市条例第 号）

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第389号）の一部  
を次のように改正する。

附則第7項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」  
に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。